

いつまでも健康で住み続けられる、住みたくなるまち

広報そえだ

Soeda
Public
Relations



成人式



新成人 111 人が大人の仲間入り
二十歳になりました

●添田町成人式(詳細は2~3ページ)

FEB.2022

2

No.724



多様な経験を生かし、将来の糧として頂きたい」と激励。中学時代の恩師の堀川先生は「人とのつながり、出会い、友達を大切に。友達は裏切らない。大切にしていれば、色々な事を乗り越えていくことができる」と語りかけました。

式典の途中には、(株)山口油屋福太郎の人気商品めんべい発売20周年を記念し、新成人と同じくハタチを迎えた「めんべくん」が登場。新成人の皆さんに令和3年10月に発売された添田のご当地めんべい「添田めんべい柚子・しょう風味」がプレゼントされました。

また、中学校2年生時に行われた添田中立志式で20歳になった自分に向けて書いた手紙「二十歳のキミへ」を児玉陸さん(下中元寺)が読み上げました。式典の最後は、新成人代表の内村咲喜さん(野田)が謝辞を述べ「私たちは添田の美しい自然とともに成長してきました。今日の日の感動を生涯忘れることなく心に刻み、それぞれの大きな夢に向かって一歩一歩前進していきたいと思っています」と力強く宣誓。式典終了後は、恩師や友人たちと写真を撮ったり、話をしたりして旧交を温めました。

成人式は来年度の民法改正により成人年齢が18歳となることから今回が最後となり、来年度からは『20歳の集い』として開催されます。

◎添田町最後の成人式

新成人111人が20歳の誓い

1月9日、オークホールで成人式が行われました。今年の該当者111人のうち70人が式典に出席。華やかな衣装に身を包んだ新成人たちが、大人への一歩を踏み出しました。

友 人や恩師との再会に、満面の笑顔と歓声があふれた成人式会場。今年も新型コロナウイルス感染症対策として行われた検温や会場内の人数制限などの中、スーッと色とりどりの振り袖に身を包み、111人が晴れの日を迎えました。

式典では、はじめに寺西明男町長が「新型コロナウイルス対策で日常生活が一変し、これまで経験したことのない社会状況の中で、一人一人が夢に向かって進んでいる。世の中を動かすのは、次の世代、皆さんが中心となる。そのためにこの



1 新成人代表で謝辞を述べた内村さん 2 「二十歳のキミへ」を読んだ児玉さん 3～7 会場の外で、久しぶりに再会した友人たちと記念撮影 8 20歳になった「めんべくん」。古賀めんべい添田町工場長からも新成人に温かい言葉を頂きました 9 中学時代の恩師、左から坂本先生、堀川先生、金高先生

■ 各種税の申告と納付の期限を忘れずに

- ▶ 所得税・贈与税＝3月15日☎まで
- ▶ 個人事業者の消費税と地方消費税＝3月31日☎まで

■ 振替納税を利用している人の振替日

- ▶ 所得税＝4月21日☎
 - ▶ 個人事業者の消費税・地方消費税＝4月26日☎
- ※新たに振替納税を利用する場合は「預貯金口座振替依頼書」の提出が必要です。

■ 簡単な振替納税

「確定申告後、納付書をも
らっていたけど、うっかり払い忘
れていた」「銀行が遠くて行くのが大変」。
納付期限を過ぎてしまうと利子税（延滞金）が発生す
ることもあります。口座振替にしておけば、引き落と
し日の前に、お金を通帳に入れておくだけ。簡単・確
実で払い忘れることもありません。口座振替を利用す
ると納期限にゆとりができます。

知って得する！医療費控除のアレコレ

●医療費控除とは

1月1日から12月31日までの間に、自分自身や
生計を同じにする家族のために医療費を支払った
場合で、その支払った医療費が一定額を超えると
きに、その医療費の額を基に計算される金額の所
得控除を受けることができます。これを医療費控
除といいます。

●医療費控除の注意事項

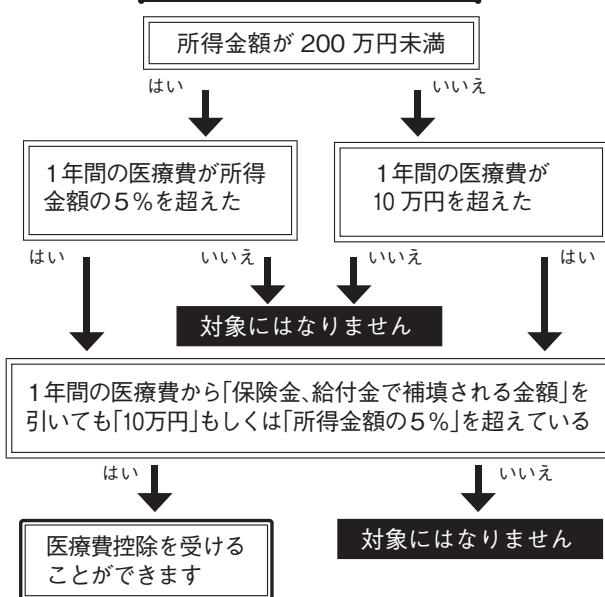
- ▷ 予防接種や病気の予防のために使った費用（マ
スク、栄養ドリンク、うがい薬など）は対象に
なりません
 - ▷ 健（検）診費用は原則対象外ですが、検査の結果、
重大な病気が発見され、その病気を治療した場
合は対象になります
 - ▷ 傷病によりおおむね6か月以上にわたって寝た
きりの人のおむつ費用は、医師が発行した「お
むつ使用証明書」が必要です
 - ▷ 介護保険制度の居宅・施設サービスの利用料は対象にならない場合があります。利用されている施設にお問い合わせください（指定介護老人福祉施設などが発行する領収書には医療費控除対象金額が記載されています）
- ※支払った費用が医療費控除の対象になるかどうかは、原則として治療に必要な費用かどうかで判断されます。不明な場合は事前にお問い合わせください。

●医療費控除の計算方法

{ (令和3年中に支払った医療費) - (生命保険や高額医療などで補てんされた金額) } - (10万円または総所得の5%の低い額) = 医療費控除（最高200万円）

※医療費控除は所得金額から控除を行う所得控除です。課税所得金額に税率を掛けて算出した税額から一定の金額を差し引くことができる税額控除ではありませんので、医療費控除の額がそのまま所得税額、住民税額から減額されるわけではないことに、注意ください。

医療費控除フローチャート



令和3年分 税の申告

今年も税の申告が始まります。障害年金や遺族年金を受給している人、収入がなく扶養になっている人も申告が必要な場合がありますので、期間中に役場で申告を行ってください。

申告受付期間 >>> 2月16日水～3月15日火
9時～16時（土・日・祝は除く）

2月27日☎ 9時～16時は申告を受け付けます（添田町役場のみ）

申告会場 >>> 役場 税務署 役場1階特1会議室
たがわ情報センター（田川市）

新型コロナウイルス感染症対策のため、次の点にご協力をお願いします

- ▶ 入場整理券の配布（配布状況によっては、後日の来場をお願いする場合があります）
 - ▶ マスク着用、アルコール消毒液利用のお願い
 - ▶ 必要最少人数での来場のお願い
 - ▶ 検温の実施（37.5度以上の発熱が認められる場合は入場をお断りすることがあります）
- ※電子申告や郵送提出にご協力をお願いします。



■ 町県民税の申告をしなければならない人

- ▶ 令和4年1月1日現在、添田町に居住している人
 - ▶ 令和3年中に営業、農業、不動産などの所得がある人
 - ▶ 定住促進支援金（一時所得）や個人年金（雑所得）がある人
 - ▶ 18歳以上の国民健康保険加入者
- ※パートやアルバイトなどの収入がある人も、申告が必要な場合があります。

■ 申告のときに必要なもの

- ▶ 給与や公的年金の源泉徴収票など収入のわかるもの
- ▶ 営業や農業所得などの収支内訳書
- ▶ 生命保険料や地震保険料の控除証明書
- ▶ 障害者控除を受ける人は障害者手帳などの証明
- ▶ 寄附金控除を受ける人は領収書や受領書

■ 公的年金受給者や国保加入者は特にご注意ください

- ▶ 公的年金収入額が400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の場合は、所得税の確定申告はする必要はありませんが、町県民税の申告は必要です。
- ▶ 国民健康保険に加入している世帯は、所得がない場合でも必ず申告しなければなりません。申告をしない場合は、所得証明書の交付や国民健康保険税の軽減措置が受けられませんので注意してください。

- ▶ 医療費控除を受ける人は医療費明細書や領収書（補てんされた金額のわかるもの）
- ※事前の集計をお願いします。

- ▶ マイナンバーカードや通知カード
- ▶ 申告する本人名義の通帳など口座番号のわかるもの

【 所得税に関する問い合わせ／田川税務署個人課税部門 ☎ 44-0430 】

【 町県民税に関する問い合わせ／役場住民課税務・滞納対策係 ☎ 82-1234 】

新型コロナウイルス感染症

無症状者を対象とした 無料検査のお知らせ

福岡県では、健康上の理由などによりワクチン未接種の人、感染不安を感じている県民の人を対象とした無料検査を実施しています。検査場所は随時拡大しているところですが、現在、受検希望者が大変多くなっており、希望の日時、場所で検査を受けられない場合がありますので、ご了承ください。

無料検査該当対象者フローチャート

次のいずれかに該当しますか？

- ・発熱など風邪の症状がある
- ・保健所から濃厚接触者に該当すると判断されている
- ・陽性者となった人と同居している
- ・陽性者となった人から、保健所から連絡があると聞いている
- ・保健所が実施する検査を受けることになっている

いいえ
(どれも当てはまらない)

はい
(1つでも当てはまる)

症状がある人は医療機関を受診ください。
その他の人は保健所の指示に従ってください。

福岡県内にお住まいですか？感染の不安を感じていますか？

(受検には、福岡県内在住であることが確認できる本人確認書類などの提示が必要です)

いいえ

はい

無料検査の対象です (一般検査事業)

飲食、イベント、旅行・帰省などの予定があり、『入店や入場、参加の際などに「検査結果通知書」を提示するため』、または『県をまたぐ移動を行うため』に必要な検査ですか？
(受検には、飲食、イベント、鉄道・航空機などのチケット・予約画面(スマホ可)などの提示、または申立書の提出が必要です)

いいえ

はい

有料検査の対象です

無料検査の対象です (定着促進事業)

院内感染防止のため、受診前に必ず電話相談をお願いします 発熱などの症状がある場合の相談・受診方法

新型コロナウイルス感染症の症状は、風邪や季節性インフルエンザの症状と似ています。発熱などの症状がある場合は、まず最初にかかりつけ医などの地域で身近な医療機関に電話で相談してください。

○相談した医療機関で診療・検査が可能なときは

- ▶当該医療機関を受診してください

○医療機関を受診するときの注意事項

- ▶院内感染防止のため、受診前に必ず電話相談をし、来院時間を決めてください
- ▶できる限り公共交通機関以外で受診するようにしてください
- ▶来院時間を必ず守り、マスクを着用して受診してください
- ▶保険証を忘れずに持参してください

○相談した医療機関で診療・検査ができないとき、相談できる医療機関がないときは

- ▶平日、8時30分～17時15分の間は田川保健福祉事務所(☎42-9379)に、夜間・休日の間は新型コロナウイルス感染症一般相談窓口(☎092-643-3288)に電話相談し、診療・検査が可能な医療機関の案内を受けてください。案内された医療機関を受診するときは、事前に電話相談をしてください

※県ホームページから診療・検査医療機関をご自身で探すこともできます。

医療機関などの確認は、県ホームページへ→



制度の詳細や検査実施事業所の確認は、
県ホームページへ→



新型コロナウイルスワクチン接種 追加接種(3回目)が始まりました

1月29日から始まった新型コロナウイルスワクチン追加接種。町では3回目のワクチン接種クーポン券を発送しています。発送は、予約システムやコールセンターの混雑を回避するため、2回目接種日から7か月を経過した人から順番に行っています。接種予約はクーポン券が届いた日から可能となります。

2回接種をした人も、時間の経過とともにワクチンの有効性や免疫原性が低下することが報告されています。新たな感染拡大に備え、クーポン券が届いたら早めの接種を検討ください。

※掲載内容は1月24日時点の情報です。今後、内容に変更や追加がある場合は、町ホームページなどで随時お知らせします。



図 保健福祉環境課健康対策係(☎88-8111)

■ ワクチン追加接種の対象者

- ▶新型コロナウイルスの2回目接種が完了した日から、原則8か月以上経過をする人
(変更の可能性があります)
- ▶接種を受ける日に添田町に住民票のある人
- ▶18歳以上の人

■ 追加接種の前倒し

- ▶3回目のワクチン接種については、2回目接種後から原則として8か月以降の日付で接種することとしていますが、国からの方針を受け、医療従事者や高齢者施設の入所者などは2回目接種日から6か月以降の日付で予約が可能となります。ただし、接種券は順次発送になります

■ ワクチンの供給

- ▶令和4年2月以降に実施する追加(3回目)接種に使用するワクチンのうち、約40%が武田/モデルナ社ワクチンとなり、1・2回目接種の時より多い割合で供給される予定です

■ 追加接種で使用するワクチン

- ▶町が実施する集団接種、町内医療機関で実施する個別接種は、ファイザー社ワクチンまたは武田/モデルナ社ワクチンを使用します
- ▶2月13日(日)、3月13日(日)に実施する集団接種は、武田/モデルナ社ワクチンを使用する予定です
- ▶使用するワクチンは接種日毎に決定します。今後の使用予定は国からの供給状況によります

■ 追加接種で異なる種類のワクチン接種

- ▶1・2回目接種においてファイザー社ワクチン、武田/モデルナ社ワクチンを受けた場合に使用するワクチンは、1・2回目接種(初回接種)に用いたワクチンの種類に関わらず、ファイザー社または武田/モデルナ社(mRNAワクチン)を用いることが適当であるとされています

■ 効果や安全性

- ▶3回目の接種をした人のほうが接種をしていない人よりも、新型コロナウイルスに感染する人や重症化する人が少ないと報告されています
- ▶1・2回目と異なるワクチンを接種する「交互接種」により中和抗体量がより多く得られるとの報告があり、若年者と比べ抗体価が上がりにくい高齢者の人には交互接種も有効であると報告されています
- ▶3回目接種での武田/モデルナ社のワクチン使用量は1・2回目接種の半量です。2回目接種と比較して、発熱や疲労などの接種後の症状が少ないことが報告されています

◎3回目接種における副反応の発現割合

発現割合	ファイザー社	武田/モデルナ社
50%以上	疼痛(83.0%)、疲労(63.7%)	疼痛(83.8%)、疲労(58.7%) 頭痛(55.1%)
10 - 50%	頭痛(48.4%)、筋肉痛(39.1%) 悪寒(29.1%)、関節痛(25.3%)	筋肉痛(49.1%)、関節痛(41.3%) 悪寒(35.3%)、リンパ節症(20.4%)
1 - 10%	38度以上の発熱(8.7%) 腫脹(8.0%)、発赤(5.9%) リンパ節症(5.2%)	38度以上の発熱(6.6%) 腫脹・硬結(5.4%) 紅斑・発赤(4.8%)

出典：厚生労働省資料より



身近なまちの話題について情報をお寄せください。
広報紙に掲載された写真は差し上げますので、お気軽に問い合わせください。

まちの話題



まちからのお知らせ & 情報

ピックアップ

INFORMATION

地域で認知症予防や介護予防を実践 「縁ジョイ、ほっとコミュニティそえだを目指して」講演会

町社会福祉協議会主催で宮崎県の NPO 法人副理事長の澤田孝子さんを講師に迎え、地域づくりに関する講演会が昨年の 12 月 21 日にオークホールで開催されました。澤田さんは「認知症予防体操などは 1 人だと長続きしないけど、集団になればできる。集うから楽しくなる」と話し、参加者と一緒に健康体操などをしました。



↑音楽にあわせてストレッチや健康体操を行いました

スポーツを通じて、地域に貢献

スポーツ推進委員に感謝状

昨年の 12 月 22 日、町スポーツ推進委員の森哲也さん(上落合一)が地域スポーツの振興に貢献したとして福岡県知事から感謝状が贈られました。森さんは平成 23 年に町体育指導員(当時、平成 24 年にスポーツ推進委員に改名)に任命されました。「スポーツで地域を盛り上げていけたらと思います」と笑顔で話してくれました。



↑仕事の傍ら、バドミントンの指導も行う森さん④

盤上で繰り広げられる静かで熱い戦い

添田町囲碁同好会 1 月大会

添田町住民センターで 1 月 9 日、囲碁同好会 1 月大会が開かれ、同好会会員 10 名が熱戦を繰り広げました。和やかな雰囲気で行われた同大会。1 月大会は中嶋和則六段(野田)が優勝しました。囲碁同好会は定期に開かれ、どなたでも参加できます。興味のある人は、宮田昭秋さん(☎: 82-1472)まで問い合わせください。



↑和やかな雰囲気の中でも、碁石を指す手には力がこもります

林業活性化のため、早生樹を植樹 協同組合福岡・大川家具工業会と添田小6年生が記念植樹

昨年の 12 月 17 日、杣田の百坂町有林で早生樹センダン記念植樹祭が行われました。町の人工林はスギなどの針葉樹が多く、植樹から伐採までのサイクルが長いことが問題となっています。そこで、植樹から 20 年程で伐採期を迎え、家具などに多く用いられる早生樹のセンダンを添田小 6 年生や関係機関が植樹しました。



↑小雨の降る寒い中、100本もの苗木を植樹しました

顧客に寄り添い、犯罪被害を最小限に 福岡銀行添田支店に感謝状贈呈

昨年の 12 月 15 日、株式会社福岡銀行添田支店に、町民が犯罪被害にあった際、行員が警察への通報や被害者の支援を行い、事件解決に尽力された事に対して感謝状を贈りました。牛島支店長は「犯罪被害を最小限に留めることができてよかった。今後も目配り、気配りをし、地域に貢献できる銀行を目指したい」と話していました。



↑「地域とともに歩みたい」と話す牛島福銀添田支店長④

成人病予防を楽しく学ぶ研修会

添田町婦人会 1 日研修

昨年の 12 月 12 日、中山産婦人科医院長、中山麻子さんを講師に、町婦人会が成人病予防に関する 1 日研修を行いました。研修で中山院長は「歳をとるにつれ体は悪くなるが、出来るだけ外出することが大事」と話していました。また、婦人会ではタオルなどの物資を集め、湯山荘(香春町)などの更生保護施設へ寄付を行いました。



↑研修会では中山院長から出席者にプレゼントも

大事な医療証です。手続きをお忘れなく

4 月から小学生のお子さんは 「ひとり親家庭等医療証」の手続きを

4 月から小学校に入学するひとり親家庭等医療制度に該当するお子さんは、子ども医療証からの切り替えの手続きが必要です。

●必要な手続 対象者となる小学校新 1 年生(生活保護世帯を除く)に認定申請書を送付しますので、忘れずに手続きをしてください。

申請受け付け後、3 月末に医療証を送付します。

●受付期限 3 月 4 日(金)

●受付場所 役場保健福祉環境課子育て・障がい者支援係

●必要なもの 印鑑、お子さんの保険証、申請書

図 役場保健福祉環境課子育て・障がい者支援係

(☎ 82-1232)



申請期限は 2 月 28 日です

子育て世帯への臨時特別給付 の申請手続きをお忘れなく

新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯を支援する取組の一つとして臨時・特別の一時金、子育て特別給付金を給付しています。

児童手当を町から支給している家庭には昨年の 12 月 27 日に対象児童 1 人あたり 10 万円を振込していますが、支給に申請が必要と思われる人【①高校生年齢児童のみがいる、ふたり親世帯、②対象児童がいる公務員と思われる世帯】へは、昨年 12 月下旬に申請勧奨の通知を送付しています。申請書の提出がお済でない方は期限内に提出をお願いします。

●申請書提出期限 2 月 28 日(図)

※申請書を紛失した時は、役場庁舎 1 階 1 番窓口での受け取り、または町ホームページからダウンロードできます。



町ホームページはこの 2 次元コードから ↑

図 役場保健福祉環境課子育て・障がい者支援係

(☎ 82-1232)

現在支給申請準備中です

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、雇用を守り様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられることが重要として、住民税非課税世帯に対し、1 世帯当たり 10 万円の現金を給付します。

申請時期や支給方法などは、現在検討中です。できるだけ速やかに支給できるように準備しております。今回は現時点で決定している支給対象世帯や申請方法をお知らせします。更なる詳細は決定次第、広報紙や町ホームページでお知らせします。

●対象世帯

①住民税非課税世帯 基準日(令和 3 年 12 月 10 日)に添田町住民基本台帳に登録されており、かつ世帯全員の令和 3 年度分の住民税均等割が非課税である世帯

②家計急変世帯 令和 3 年 1 月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※①、②いずれも住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

●申請方法

①住民税非課税世帯 対象となる世帯の世帯主宛に「支給要件確認書」を郵送します。申請期限までに「支給要件確認書」を確認の上、返送ください

②家計急変世帯 窓口で必要書類を添付して申請していただく必要があります。どのような方法で申請いただくか、現在準備中です。詳細は確定次第、お知らせします

図 ▶制度についてのお問い合わせ

内閣府コールセンター(☎0120-526-145)

(受付時間:土日祝日を含む午前 9 時から午後 8 時)

▶申請、支給についてのお問い合わせ

役場まちづくり課まちづくり推進係(☎82-5965)

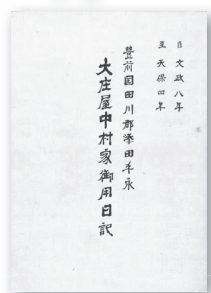
▷「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」に関する「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に十分、ご注意ください。

ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありません。



古文書から探る 江戸時代の別府旅行

「旅行」とは、いつの時代の人にとっても娯楽の一つであり、町内に残る古文書にも江戸時代の人々が旅行を楽しむ姿が記録されています。今回の歴まちコラムでは、この記録をたどりつつ大庄屋中村家の人々がどのような旅行をしていたのか探ってみます。



↑大庄屋中村家御用日記の原本

この旅行の始まりは文政12(1829)年5月8日、目的は豊後鉄輪(現大分県別府市)への温泉旅行です。記録を残した「添田武清」とお供の平嶋道生、荷物持ちの友助の3名で、添田町を正午頃に出発しました。その道のりを現在の市町名で確認してみると、みやこ町、築上町を通り、大分県中津市へ入り、宇佐市、杵築市、日出町を経由して、11日の22時頃に別府市へ着いています。行程のほとんどは徒歩ですが、日出町からは船を利用していました。往路だけでも3日4泊となっており、築上町では知人との酒宴、綱敷天満宮への参拝と和歌の奉納、宇佐市では宇佐

神宮への参拝など、道中の名所を楽しみながら目的地へ向かったようです。また、船では漁船からお酒をふるまわれ、楽しかったことが記録されています。

別府市には21日まで滞在し、「蒸湯」、「浜湯」、「坪湯」、「滝湯」などの温泉につかるとともに、芝居見物や地獄巡り、「別府太郎次郎の墓」(現大分県指定史跡「実相寺古墳群」)などの名所を楽しんだようです。ただ、温泉の湯気が至る所から出ている風景は「おそろしき気色」と目に映ったようで、日常では味わえない体験もしています。11日間の滞在を終えた一行は22日の朝、小雨が降るなか帰路へつ

きました。その道中では泊まった宿が粗末なうえ対応も悪く、宿の人々が悪人で困ったことや大雨で川を渡れずに引き返すなど、大変だった様子が記録されています。その一方で、添田町へ近づくにつれ、知人宅での酒宴を楽しむ回数が増えており、自宅へ帰り着いたのは25日の深夜となっていました。旅行を終えた翌日は町内の知人たちを自宅へ招待し、宴会を開いており、旅行の土産話を花を咲かせて楽しんだ様子が想像できます。

この記録は町立図書館で読むことができます。

【文・西山絃二(学芸員「まちづくり課歴史文化財係」)】

参考文献 添田町郷土史会編『大庄屋中村家御用日記』昭和56(1981)年3月

文芸歳時記

【短歌 春扇短歌会 筑紫支社】

道瑞の名を知らぬ草も彩ありて
種子をこぼして地中に眠る 荒巻ミサ子
河川敷に置かるるままにダンブカー
小さき株を夢見て動かず 五十嵐田鶴
わが家の間近き社に

感謝と願ひごと一つ元旦の朝 福富 廣枝
共に視し思ひ出の阿蘇の稜線は
涅槃の容と教へてくれし 大塚 富江
松竹梅の竹青々と伸びやかに

真に立てては井筒に止める 平井 朝子

【短歌 投稿】

御先祖の遺影に交じる吾が夫に
現世を告ぐる巫女の心で 櫻木マサ子
泥棒から真面目になれと言われたと

帰り道夕陽に淡く照らされて
義一先生笑ひし昭和五十年 独活山強実
悠然とする白き英彦山 佐藤 直

今朝の気の寒き畑の草の葉に

陽はすき通り玉露ひかる 柳瀬 一徳

【俳句 投稿】

寒い朝走って行こう添田駅 寺本 紀子
鬼杉の径はまほろば冬桜 伊勢村 稔
人日のピエロが泣けば客笑ふ 島津余史衣

年明けてコルクに残るワインの香 伊井寸美子

グイヤ婚祝ふ朝の小豆粥 斎藤智寿子

雀来る子安地蔵や日脚のぶ 天野ユキ海

初氷陽射しのとどく文机 立花 克明

紅葉降りて地蔵に着せし花衣 柳瀬 満子

【川柳 投稿】

前向きと笑顔は生きるビタミン剤 原田祥二郎
孫娘わたしの背より高くなり 原田 順子

●3月号に掲載する俳句・短歌・川柳を募集します
2月14日までに役場総務課に連絡してください。
※投稿は1人一句まで。俳句・短歌・川柳の区分を書いてください。

関 役場総務課広報・秘書係(☎82-4000)

～親子で楽しい時間を過ごしませんか？～

おんぶに抱っこ マルシェ 2022

毎 日の子育てに頑張っているパパママたちやお子さんも、親子で楽しめるイベントです。エコバッグを持って遊びに来てください。

◎と き 2月25日(土) 10時～14時

◎ところ 児童館

◎内 容 大好評の衣類交換、「虹の会」による絵本の読み聞かせや、エプロンシアター、小さなお友達も楽しめるゲームコーナー、雑貨やドライフラワー・パン、お弁当などの物販、助産師への育児相談コーナー、ベビーフォトコーナーなど

▶虹の会による読み聞かせ

10時30分～、11時30分～、12時30分～

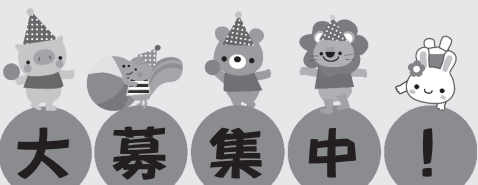
▶お家に眠っている使わなくなった子ども服などがありましたら、ぜひ寄付してください。

※新型コロナウイルス感染症防止対策にご協力ください。会場内での飲食はご遠慮ください。

※状況により、延期や中止、内容が変更になる場合や入場制限をする場合があります。

関 子育て支援センター(☎85-0888)

3月
生まれのお子さん



- ①お子さんの写真
- ②お子さんの氏名
- ③名前の読み方
- ④誕生日
- ⑤年齢
- ⑥行政区
- ⑦メッセージ(50文字以内)
- ⑧保護者の連絡先を送信してください。

3月生まれの締め切りは2月14日(土)です。

送信先 koho@town.soeda.fukuoka.jp

関 役場総務課広報・秘書係(☎82-4000)

募集

町立児童館支援者募集

児童館では来館児童が多い時間帯の支援者を募集しています。

▼募集人数 5人程度

▼勤務時間 ①10時～17時30分 ②13時～17時30分

▼賃金 ①日給6000円 ②日給4000円

▼勤務内容 児童への遊びの指導や安全確保のための支援

▼募集資格 18歳以上

▼申込方法 履歴書を持参または郵送

▼申込期限 2月28日

※詳しくは問い合わせください。

▼添田町立児童館

▼そえだ学童保育所支援員・補助者募集

そえだ学童保育所では支援員と補助者を募集しています。

▼時給 870円

▼勤務体制 シフト制

▼勤務先 添田小学校敷地内専用教室

※詳しくは問い合わせください。

▼そえだ学童保育所

▼着などは自己負担

▼募集期限 3月10日

▼入所選考 3月16日

おおよび面接

▼ボリテクセンター飯塚

▼「緑の教室」受講者募集

庭木の育て方や、庭作りの基礎知識などを座学で学べる「緑の教室」の受講者を募集します。

▼開催日時 4月～12月（5月を除く）の原則第3または第4日曜日（全8回）①9時30分～12時 ②13時30分～16時

③動画受講



添田町を元気に！
地域おこし協力隊通信
Vol. 26

英彦山青年の家 調理スタッフ募集

英彦山青年の家では調理スタッフを募集しています。

▼募集人数 1人

▼賃金 時給920円

▼勤務先 英彦山青年の家食堂

▼勤務内容 調理補助及び食事の提供

▼勤務時間 6時～19時の間の4時間

▼交通費 規定により支給

▼各種保険 有（勤務状況による）

※勤務日数は施設の予約状況で変動します。勤務開始は3月からを



○ありがとうございました！ 高山勇樹隊員退任

こんにちは。観光事業推進員の高山です。1月末日をもって添田町地域おこし協力隊の3年間の任期を終えました。この3年間の間に、チラシ・WEB等のデザインから観光案内所運営、イベントのプロデュースなど、貴重な経験をたくさんさせていただきました。また、仕事の面でも生活の面でも、地域の皆さまに支えていただき、とても感謝しています。

任期を終え、添田町を離れることとなりますが、英彦山を中心とした観光振興には、今後も関わっていきたくと考えています。本当にあったという間の3年間、大変お世話になりました。



私がデザイン・発信した「SOEDA-NAVI」は下の二次元コードからアクセスできます。ぜひご覧ください。



↑添田観光情報局「SOEDA-NAVI」はこちら



↑公式 Instagram「SOEDA-NAVI」はこちら

公共職業訓練生（4月生）を募集します

離職などで再就職を希望する人を対象に、専門知識や技能を学ぶ6か月間の職業訓練です。

▼訓練期間 4月5日～9月30日

▼訓練科目 ビル管理技術科／定員15人、住宅リフォームCAD技術科／定員15人、機械CADオペレーション科／定員12人、建設機械科／定員15人、ビジネスワーク科／定員15人

▼対象者 公共職業安定所（ハローワーク）に求職を申し込んでいる人

▼受講料 無料（教科書・作業

※事前に申し込んでください。

▼福岡県70歳現役応援センター事務局（☎092-432-2512）

シニアのための 就業支援セミナー

これから再就職を考えているシニアに役立つ仕事の探し方や応募書類の作成方法、面接のポイントなどを福岡県70歳現役応援センター末原好徳相談員を講師に迎え、わかりやすく解説します。

▼とき 3月3日 13時30分～15時

▼ところ 宮若市生涯学習センター（宮若市宮田6-1-1）

▼対象者 おおむね60歳以上の人

▼参加費 無料

▼定員 15人



催し

マースティンのドイツ料理教室 「イースターのおやつ作りとドイツ文化を学ぼう」

ドイツ出身の田川市国際交流員マースティンが、イースターにちなんだ料理教室を開催。ドイツの文化と簡単なドイツ語も紹介します。

▼とき 3月19日 10時～12時

▼ところ 田川市民会館2階調理実習室

第九を歌うバイ in たがわ・2021

冬の風物詩として開催されてきた「第九を歌うバイin たがわ・2021」が、開催時期を変更して開かれます。

▼とき 2月20日 14時開演（13時開場）

▼ところ 田川文化センター大ホール

▼曲目 ベートーヴェン交響曲第九番、大地讃頌 ほか

▼入場料 1000円（高校生以下無料）

▼田川で第九を歌うバイ実行委員会事務局

（☎090-8765-6276）



教育のひろば ICTを活用した 学校教育の現状について

添田町でのICTを活用した学校教育は、新型コロナウイルス感染症の影響から前倒しとなった国のGIGAスクール構想により、町内小中学校で1人1台の学習用タブレットと校内通信ネットワークを整備しました。また、町としても電子黒板や実物投影機の導入を行い、デジタル教材などを活用しながら授業を行っています。



↑電子黒板や学習用タブレットを活用した授業風景

こうしたICTを活用した学校教育を進めていく中、町教育委員会では、学習用タブレットを持ち帰った場合の家庭での学習方法を検討しており、現在、家庭におけるインターネット（Wi-Fi）接続状況の確認などを行っています。学習用タブレットの持ち帰りにあたっては、家庭における使用方法やインターネット（Wi-Fi）環境の整備が必要となります。ICT教育の推進に伴う皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問 教育委員会学校教育課学校教育係（☎82-5963）

相談

解雇・雇止め集中相談会

労働問題で、疑問や心配ごとを抱えている事業主や労働者からの相談を受け付けます。相談内容に応じ、弁護士相談も連携して行います。



▼とき 2月15日(火)、2月16日(水) 9時～20時

(受付は両日19時30分まで)

▼ところ 福岡県筑豊労働者支援事務所(飯塚市)

▼対象者 労働者、事業主

▼相談方法 電話または面談

▼料金 無料／予約不要

※秘密は厳守されます。一人で悩まず気軽に相談してください。

福岡県筑豊労働者支援事務所(☎0948-22-1149)

司法書士会

「相続登記はお済みですか月間」

福岡県司法書士会では、2月を「相続登記はお済みですか月間」と定め、県内の司法書士が相続登記手続きに関する相談に応じます。気軽に相談してください。

福岡労働局からのお知らせ

福岡県最低賃金が改定されました

福岡県の最低賃金が改定されました。

地域別最低賃金	
福岡県最低賃金	1時間 870円
特定最低賃金	
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1時間 980円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1時間 947円
自動車(新車)小売業	1時間 959円
輸送用機械器具製造業	1時間 957円
百貨店、総合スーパー	1時間 897円

最低賃金は正社員のみでなく、パートタイマー、アルバイト、派遣労働者などすべての労働者に適用されます。この最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働などの割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。賃金が月給制の時は、月給を1か月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。派遣労働者には、派遣先の事業場における最低賃金額が適用されます。

また、これらの特定最低賃金に該当しない産業は、福岡県最低賃金(1時間870円)が適用されます。詳しくは問い合わせください。

福岡労働局労働基準部監督課賃金室(☎092-411-4578)

※必ず事前に予約してください。

福岡県自立相談支援事務所(☎44-8631)

子ども支援オフィス(☎44-8612)

福岡県若者自立相談窓口

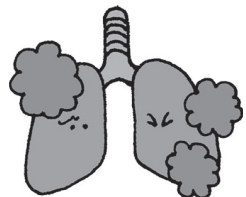
福岡県若者自立相談窓口では、高校中退などで進路が定まっていない若者や保護者からの相談に応じています。高校中退者以外の若者の相談も受け付けています。気軽に相談してください。

▼とき 毎週(☎) 10時～19時(祝日、年末年始を除く)

▼ところ 福岡県若者自立相談窓口(福岡県筑紫総合庁舎・大野城市)

相談方法 電話、メール(wakamado.net)、来所相談

石綿による肺がんなど疾病の補償・救済相談



中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた時は、労災保険給付などの支給対象になる可能性があります。

農地の貸し借りを推進 利用権設定について

町では、意欲ある担い手を育成し、農業生産の合理化・効率化などで生産コストの低減を図るため、農業経営基盤強化促進事業で農地の貸し借りを推進しています。

- ▼出し手のメリット
- ▽貸した農地は期限が来れば、離作料を支払うことなく必ず返ってきます
- ▼受け手のメリット
- ▽経営規模の拡大が図れます
- ▽賃借期間中は安心して耕作できます。また、再設定で継続して借りられます
- ▼受付期限 2月28日(月)まで

人の動き

12月末日現在()は前月比

- 人口 9,046人(－25人)
- 出生 2人
- 男性 4,257人(－9人)
- 死亡 17人
- 女性 4,789人(－16人)
- 転入 14人
- 世帯数 4,576世帯(－12世帯)
- 転出 24人

相談

- 心配ごと相談(そえだジョイ／10時～15時) 2月15日(火)、3月1日(火)
- 補聴器相談(役場ロビー／13時～) 2月9日(火)、3月9日(火)
- 無料法律相談(福岡法務局田川支局／13時～16時) 2月8日(火)、3月8日(火)

- ※利用条件あり。詳しくは問い合わせください。
- 福岡法テラス福岡(☎050-3383-5502)
- こころの健康相談(田川保健福祉事務所／予約制) 2月8日(火)(10時～)、2月24日(火)(14時～)
- 福岡保健福祉事務所健康増進課(☎42-9307)
- 女性の健康相談・不妊相談(福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所／予約制) 3月2日(火)(13時30分～16時30分)
- 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所健康増進課健康増進係(☎0948-29-0277)

納期限のお知らせ

- 2月28日(火)が納期限です
- ▷国民健康保険税(8期)
- 福岡役場住民課税務・滞納対策係(☎82-1234)
- ▷後期高齢者医療保険料(8期)
- 福岡役場住民課保険年金係(☎82-5966)

警察署からのお知らせ

- フィッシングにご注意ください
- ショッピングサイトなど実在する企業を装ってメールやショートメッセージ(SMS)を送り、メールなどに記載されたURLから偽サイト(フィッシングサイト)に誘導してパスワードなどの個人情報を入力させるフィッシングが発生しています。身に覚えのないメールや、メールなどに記載されたURLは開かないように注意してください。

12月の事故発生状況 ()内は昨年同月比		
種類	発生件数	今年の累計
物件事故	16(±0)	145
人身事故	1(－2)	16
死亡者	0(±0)	0
負傷者	1(－3)	25

福岡田川警察署(☎42-0110)

新型コロナウイルス感染拡大による中止

- 第7回今川流域市町村連絡協議会環境講演会
- ▶とき 2月5日(土) 14時～
- 福岡役場保健福祉環境課環境保全係(☎82-1232)

お知らせ

75歳以上の人は年に一度の健康診査を

令和3年4月末現在の被保険者には4月から5月上旬に、令和3年5月以降に75歳になる人には誕生月の10日頃に受診票を送付しています。受診を希望する人は、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、医療



- 機関に事前に連絡してください。なお、今年度75歳になる人は、75歳の誕生日以降に受診をお願いします。
- ▼受診期限 3月31日(火)
- ※健診実施医療機関がわからない場合や、受診票の再発行が必要な場合は連絡ください。受診票の再発行には1週間程度かかります。受診には「保険証」と「受診票」、自己負担金の500円が必要です。
- 福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター(☎092-651-3111)

遺言書を法務局で保管しませんか



自筆遺言書は自書できれば遺言者本人で作成でき、手軽で自由度の高いものです。遺言者の死亡後に発見されなかったり、改ざんされるなどの恐れがあったりしました。これらの問題を解決するため、法務局に自筆遺言書を保管する「自筆証書遺言書保管制度」が開始されています。なお、この制度の手続きには事前予約が必要です。また、遺言

書保管の申請には手数料がかかります。詳しくは問い合わせください。

福岡法務局田川支局(☎44-1426)

ありがとうございました(敬称略)

- 添田町社会福祉協議会へ
- ▼香典返し
- ▽(故)東地サエ子(下津野)
- ▽(故)松尾千鶴子(町二)
- ▽(故)室井節子(町四)
- ▽(故)鈴見スマ子(豊川)
- ▽(故)中山晴郎(庄西)
- ▽(故)高橋澄夫(岩瀬)
- ▼一般寄附
- ▽村上正彦(庄中)(令和4年1月14日現在)

●新型コロナウイルス感染症の影響により、広報そえだの掲載内容が変更となる場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

添田町町制施行110周年となる今年度。広報そえだでは110年間の歩みをお知らせしています。今回は、平成3(1991)年から平成12(2000)年までの10年間で

平成3年 台風19号で町に大被害

記録的な強風で猛威を振るった台風19号は、北部九州を縦断し多数の死者や負傷者を出したほか、九州全体で210万戸の停電、家屋の全壊など大きな被害をもたらしました。筑豊の各地でも爪痕を残しており、添田町では英彦山神宮奉幣殿境内にある県指定天然記念物の「泉蔵坊杉」が根本近くから折れ、守り札預かり所の建物も倒壊してしまいました。この他にも英彦山をはじめ、大量の倒木が起り、林業経営にも大きな打撃を与えました。



↑宝くじスポーツフェア「名球会がやってくる」開催(平成10年)



→台風19号の被害を受けた英彦山神宮(平成3年)

- 平成3年**
 - 9月 添田町保健センター・美術館落成式
 - 10月 台風19号で町に大被害
 - 町制施行80周年記念式典
- 平成4年**
 - 9月 第2回日本三彦山サミット、添田町で開催
- 平成6年**
 - 10月 英彦山温泉「しゃくなげ荘」竣工式
- 平成7年**
 - 6月 ナチュラルミネラルウォーター「日子の水」製造開始
- 平成8年**
 - 3月 田川郡東部じん芥処理施設完成
 - 7月 そえだジョイ竣工
 - 10月 大韓民国江華郡友好交流提携調印式
- 平成9年**
 - 7月 町立図書館・児童館開設
- 平成10年**
 - 9月 宝くじスポーツフェア「名球会がやってくる」開催
- 平成11年**
 - 8月 「欽ちゃんとおみんでしゃべって笑って」公開録画ふれあい物産センター「歓遊舎ひこさん」開所式
 - 11月
- 平成12年**
 - 7月 添田町大型共同作業場竣工

町長室 広報そえだ

令和4年寅年も1か月が過ぎました。コロナ感染症が引き続いている状況です。

添田町3回目のワクチン接種も始まりました。我々に来る事、うがい手洗い、密を避けることをしっかり行う事だと思っています。皆さんのご協力によりコロナに打ち勝つ添田町を作り上げましょう。よろしく願います。▼昨年、国勢調査の結果が発表されました。人口減少著しく8801人と5年前の調査から1000人以上の減少です。その中を見ますと、自然増減が大きな影響を占めています。年間200人の死亡、60人の出生となると差引は当然減少してきます。社会増減と言われる転出転入も出入りがありますが、自然増減程の大きな動きはありません。これらを見ますと、今後続いていくには人口構成のバランスが必要であり、添田町においては特に若者世代の増加が必須です。これまでその為の施策を行ってきたところですが、社会の人口減少という大きな波には打ち勝てていません。▼しかし、一つの光り・少子高齢化の課題解決へのヒントも見られます。各行政区毎に人口の推移を5年前と比較してみました。増減率で見ると、ほとんどがマイナスですがプラスも見られます。添田西プラス0.56%、庄中プラス0.35%とわずかなですが増えています。旧三崎においては、プラス29.9%と大幅な増加です。大幅な増加の要因の一つは、若者向け定住促進住宅整備事業の効果が出たものと考えら

れます。残念ながら減少はかなりの行政区で見受けられます。上津野のマイナス21.2%、下津野・町一のマイナス20.1%が大きな減少です。津野地区の減少が著しく、このことに対処しなければと「みんなでまちづくり」を合い言葉に、楽しく住みやすい地域づくりを行おうと、「小さな拠点」づくりを皆さんの経験と知恵をお借りし行っていくことと取り組んでいます。▼住む環境づくり、住みたい環境づくりには、移動手段や医療福祉の充実も必要ですが、地域が楽しくなければなりません。自然共生型テマパーク、他の地域ではフォレストアドベンチャーなどと呼ばれたものがありますが、道の駅歓遊舎ひこさん横に整備します。しゃくなげ荘は取り壊しました。その跡に高齢者から子どもまで、また一人でも楽しめるグランピングやオートキャンプなどを整備することとしています。小中学校も建て替えられます。添田町のシンボルの一つでもある岩石山、添田公園の麓にひととき目立つ4階建ての学び舎です。学校内は木をふんだんに使う内装の木質化を進め、木の温もりで人に優しい添田町の子ども達を育てます。▼少子高齢化の中、添田町は未来の夢に向かって進んでいます。このようにいろんなものがスタートしています。これらの活性化の事業を安定した軌道に乗せ、皆さんと楽しいものに作り上げなければなりません。今が正念場です。これまで皆さんと培ってきた絆と信頼に情熱を持って、「みんなでまちづくり」に頑張っていきます。

